【性暴力への対応と「不適切行為」の範囲】

令和８年１２月２５日に施行される「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)」により、児童等に対する「児童生徒性暴力等」については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に定義されており、その暴力の発生は絶対に起こしてはならないものです。

また、性暴力には該当しないが、業務上必ずしも必要な行為とまではいえないものであって、当該行為が継続･発展することにより児童対象性暴力につながりうる行為を「不適切な行為」と言い、該当する行為の範囲を以下のように定めます。。

①休日や降園後に、園児と二人きりで私的に会う。
②園児を自宅に招き、二人きりになる。
③不必要に、園児を一人で車に乗せて送迎を行う。
④私物のスマートフォンや、ルール外の方法で園児の写真・動画を撮影・管理する。
⑤業務上必要と考えられる範囲外で、園児の写真や動画の撮影を行う。
⑥不必要に園児と二人きりになろうとする。
⑦更衣を伴う活動で、不必要に園児と対象業務従事者が二人きりで更衣室等を利用する。
⑧園児に不必要な接触を行う（必要以上に長時間抱きしめる、一般的ではない抱き方になっている。)。
⑨昼寝をする園児の寝かしつけの際に特定の園児とだけ添い寝をする。
⑩不必要な排せつ介助をしようとする。
⑪オムツ交換の時に、衣服の上から必要以上の回数、不適切な力加減、方法で陰部を触ったりつかむように確認したり、おむつの中に手を入れて確認するなど、誤解を受けるような仕方で交換する。
⑫園児が一人で排せつ、着替えを行いたいと意思表示している中でわざわざ介助に入る（安全確認、確保が必要な場合を除く)。
⑬特段の必要性が無く特定の園児だけに排せつ介助を行おうとする。
⑭不特定多数の人の目がある中で園児に着替えをさせる。
⑮特定の園児に金品を与えたり、正当な理由なく声掛けや態度を変えたりする。
⑯特定の園児の支援、介助等を理由なく担当しようとする。
⑰園児の衣類や持ち物を理由なく必要以上に触る、持ち出そうとする。